



番号法成立

—その概要と仕組み

大和総研 金融調査部 制度調査課 研究員

鳥毛 拓馬

〈目 次〉

1. はじめに
2. 番号法制定の経緯
3. 個人番号を利用できる事務の範囲
4. 番号制度の税務分野での利活用
5. 社会保障分野での利活用
6. 個人番号
7. 個人番号カード
8. 個人番号の利用制限
9. 個人情報の管理方法
10. 特定個人情報の提供
11. 情報提供ネットワークシステム
12. 特定個人情報の保護
13. マイ・ポータル
14. 法人番号
15. 附帯決議
16. 今後のスケジュール
17. 証券会社・金融機関の対応と今後への期待

■ 1. はじめに

2013年5月24日に、社会保障・税番号制度（以下「番号制度」）を規定した「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」）が、参議院本会議で可決、成立した。社会保障・税番号（以下「個人番号」）は、2015年後半から住民（後述するように、外国人住民を含む）一人ひとりに通知され、2016年から社会保障や税の分野などで利用が開始される予定となっている。番号制度は、所得の正確な捕捉により社会保障や税の公平性を向上させ、行政運営の効率化、手続の簡素化を図り、住民の利便性を向上するとともに、不正受給等を防止することなどが目的とされている。

■ 2. 番号法制定の経緯

番号制度は、主に民主党政権で検討された。

民主党政権下の2009年12月に公表された「平成22年度税制改正大綱」では、番号制度の導入について言及され、2011年6月には、政府・与党社会保障改革検討本部で、「社会保障・税番号大綱」が決定された。2012年2月に、民主党政権の下でマイナンバー法案が閣議決定され、国会に提出されていた。しかし、2012年11月の衆議院解散により、マイナンバー法案は廃案となった。今般成立した番号法は、2013年3月に現在の与党が閣議決定し、国会に提出したものである。なお、マイナンバーという略称は、現在、政府・与党では積極的に使われていない。

■ 3. 個人番号を利用できる事務の範囲

従来、納税者番号制度といわれていたときには、番号は、税務分野でのみ利用されることが検討されていた。しかし、番号法では行政機関などが税務のみならず、年金、労働、福祉、医療などの社会保障分野や災害対策などの行政事務に利用されることになっている。

また、地方公共団体などが条例で定める社会保障、地方税、防災に関する事務などにも利用されることになっている。

ここで、番号制度において、行政機関、地方公共団体などが行う事務を「個人番号利用事務」、金融機関を含む民間企業などが行う事務を「個人番号関係事務」といい、両者を合わせて「個人番号利用事務等」という。

金融機関を含む民間企業には、後述する法定調書へ番号を記入等することを除いて、番号を利用することは認められていない。制度導入当初から、幅広い分野で番号制度の利用を認めるというのではなく、限定的な範囲でのみ利用を認めるという意味で、まずは、スモールスタートということがいわれる。

■ 4. 番号制度の税務分野での利活用

番号制度が導入されると、税務当局が保有する各種所得情報を、番号を用いて正確、効率的に名寄せ・突合（マッチング）することにより、所得の過少申告や税の不正還付等を効率的に防止・是正できるとされる。

番号制度が税務面で有効に利用されるためには、番号を付与された納税者が、①各種の取引に際して、給与・年金等の支払者や金融機関など取引の相手方に番号を「告知」し、②確定申告書及び取引の相手方が税務当局に提出すべき支払調書に番号を「記載」すること、の2点が義務付けられなければならない。支払調書とは、基本的には金銭等の支払を行う給与・年金等の支払者や金融機関などが取引の内容・支払金額等を記載して、税務当局に提出することが義務付けられている資料である。

これにより、税務当局が、納税者から提出される申告書の情報と、取引の相手方から提出される支払調書を、その番号をキーとして名寄せ・突合できるようになり、納税者の所得情報をよりの確に把握することが可能とな

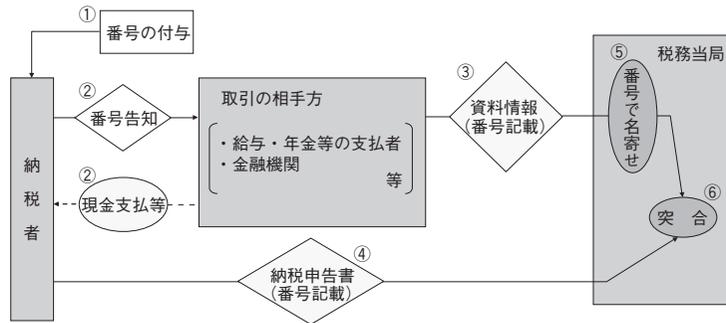
(図表 1) 個人番号の主な利用範囲

分野		利用範囲
税務		○国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載。 当局の内部事務等
社会保障分野	年金	⇒年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。 ○国民年金法、厚生年金保険法による年金である給付の支給に関する事務 ○国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する事務 ○確定給付企業年金法、確定拠出年金法による給付の支給に関する事務 ○独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給に関する事務 等
	労働	⇒雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。ハローワーク等の事務等に利用。 ○雇用保険法による失業等給付の支給、雇用安定事業、能力開発事業の実施に関する事務 ○労働者災害補償保険法による保険給付の支給、社会復帰促進等事業の実施に関する事務 等
	福祉・医療・その他	⇒医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続、福祉分野の給付、生活保護の実施等低所得者対策の事務等に利用。 ○児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務 ○母子及び寡婦福祉法による資金の貸付け、母子家庭自立支援給付金の支給に関する事務 ○障害者総合支援法による自立支援給付の支給に関する事務 ○特別児童扶養手当法による特別児童扶養手当等の支給に関する事務 ○生活保護法による保護の決定、実施に関する事務 ○介護保険法による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務 ○健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務 ○独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務 ○公営住宅法による公営住宅、改良住宅の管理に関する事務 等
災害対策		⇒被災者生活再建支援金の支給に関する事務等に利用。
地方公共団体が条例で定める事務		○社会保障、地方税、防災に関する事務その他これらに類する事務

(出所) 内閣官房「社会保障・税番号制度の概要」を基に大和総研作成

(※) 衆議院の審議では、個人番号を利用した給付付き税額控除（給付と税額控除を適切に組み合わせて行う仕組み）の導入に関して法案の修正が行われ、給付付き税額控除の事務を実施するために、必要な体制の整備を検討することが法律に明記された。

(図表 2) 番号制度の税務面でのイメージ



(出所) 財務省ウェブサイト

(図表3) わが国における法定資料制度の概要(個人)

		調書の有無	備考
フロー	金融所得		
	・利子	×	個人が支払を受ける預貯金の利子などは源泉分離課税のため提出不要。特定公社債の利子など平成28年1月1日以後に支払うべき「源泉分離課税が適用されない利子」については、支払調書の対象となる。
	・配当	○	配当等の支払調書(非上場株式等に係る少額のものを除く)、特定口座年間取引報告書
	・株式譲渡	○	特定口座年間取引報告書、株式等の譲渡の対価等の支払調書(1回の譲渡対価の額30万円超)
	給与所得	○	給与所得の源泉徴収票(年間支払額500万円超)
	報酬等	○	報酬・料金・契約金及び賞金(報酬等)の支払調書(源泉徴収の対象として法令上明記されている業種等のみ)
	不動産の譲渡所得	○	不動産等の譲受対価の支払調書(譲受人が法人・不動産業者である個人の場合のみ。年間支払額100万円超)
	不動産所得(家賃収入等)	○	不動産使用料等の支払調書(賃借人等が法人・不動産業者である個人の場合のみ。年間支払額15万円超)
	公的年金等	○	公的年金等の源泉徴収票(年間支払額60万円超)
	その他公的現金給付(上記公的年金等を除く)	×	失業手当・児童手当等の非課税所得は対象外
	事業により生じた所得(上記報酬等を除く)	×	事業者の売上等は資料情報制度の対象外
	国内送金、預金の入出金	×	
	海外送金	○	国外送金等調書(金融機関を経由する送受金で1回あたり100万円超のもの)
海外取引(金融)	×	国内の金融機関を経由して支払を受けない配当や株式譲渡対価は資料情報制度の対象外	
ストック	金融資産		ストックの金融資産については、基本的にマネロン対策のための法律に基づき、口座開設時に本人確認及び同記録保存義務が金融機関に課されており、その情報を税務当局も利用することができる。
	・預貯金口座開設	×	
	・株式保有	×	
	不動産	×	
	貴金属	×	
海外資産	○	原則として納税者本人が提出。合計5千万円超の国外財産を有する者(国外財産調書制度)が対象。	

(出所) 財務省資料などを基に大和総研作成

る。例えば、給与所得、原稿料や士業関連の収入、特定公社債等の利子、株式や投資信託の配当、譲渡益などの金融所得、さらには、海外への送受金、外国資産も名寄せ・突合が容易になる(図表3)。現在、名寄せ・突合は転居や結婚により変わる可能性がある住所や氏名により行われている。番号制度の導入により、原則として生涯変わることはない番号になることで、名寄せがより正確にかつ効率的に行われるようになるといわれている。

ただし、番号制度が導入されたからといって、必ずしも全ての所得が税務当局に正確に把握されるわけではない。例えば、原稿料や士業関連の収入について把握されるのは、あくまで収入であり費用等まで把握されるわけではない。

また、金融所得についてはおおむね把握されるものの、預貯金の利子は、そもそも源泉分離課税が行われているため、支払調書の提出対象とはされていない。このため、やはり税務当局に把握されるわけではない。国外に送受金す

る場合も、1回の送受金につき100万円以下であれば把握されず、国外財産についても金額が5,000万円以下の場合や、納税者本人が適切に申告していない場合は把握できない。

番号制度が導入されても給与所得者と個人事業主（自営業者、農家など）との所得把握の不均衡を表す、いわゆる「クロヨン」（所得把握率が給与所得者9割、自営業者6割、農家が4割）が完全になくなるわけではないといわれている。例えば、事業所得が正確に把握されるためには、事業所得者の取引の相手方が、取引後にその支払額を記載した支払調書に事業所得者の個人番号を記載し、税務署に提出されなければならないが、このようなことを取引の相手方に求めるのは困難であろう。さらに、事業所得者の経費について、私的消費か事業経費かの区別は自己申告でしか判断できない。そのため、番号制度が導入されたとしても、税務当局が事業所得を正確に把握することは困難であるといわれている。

このように、番号制度が導入されることで、税務当局は、法定調書や申告書の情報の名寄せ・突合を行いやすくなり、納税者の所得情報をよりの確に把握できるようになるが、必ずしも全ての所得が税務当局に正確に把握されるわけではなく、一定の課題は残っていると見える。

■ 5. 社会保障分野での利活用

番号制度の導入による社会保障分野で考えられるメリットとして、社会保障給付の各種

申請・申告等に必要な行政機関が発行する添付書類（納税証明書等）の省略ができるということが挙げられる。例えば、住民税の賦課期日（1月1日）後に転居した場合で、転入先に児童手当の認定請求を行う場合、転出時の市役所等で所得証明書を取得し、転入先の市役所等に提出する必要があるが、番号制度の情報連携開始後は、児童手当の申請書に個人番号を記載すれば、転出元と転入先の市役所が、転出元の市役所の所得情報を、情報提供ネットワークシステムを通じて情報照会することにより、申請者による所得証明書の提出が不要になるといったことが考えられる。情報提供ネットワークシステムとは、行政機関等のコンピュータを接続したネットワークシステムであって、暗号その他その内容を容易に復元することができない通信の方法を用いて特定個人情報の提供を管理するものである。番号法で規定されたシステムで、番号法別表第二では、「情報照会者」「情報提供者」「事務の種類」「特定個人情報の種類」が定められている。

そのほか、図表4の手續において、それぞれの書類が省略されることが期待されている。

一方で、後述するとおり、国税庁は、番号法別表第二の情報提供者、情報照会者としての記載がなく、情報提供ネットワークシステムを使用して、情報の照会・提供を行うことができる機関とはされていない。このため、市町村に源泉徴収票の提出が必要な手續において、番号制度が導入されても、源泉徴収票

(図表 4) 社会保障分野でのメリット

制度	手続	利便性
国民健康保険	国民健康保険の資格取得の届出	被用者保険等から脱退した場合の「資格喪失証明書」の添付省略
健康保険	傷病手当金と厚生年金等の併給調整	年金額を証する書類の添付省略
年金	老齢厚生年金の加給年金額の加算に関する手続	「住民票」、「所得証明書」等の添付省略
雇用	職業訓練受講給付金関係業務での所得情報等の確認	世帯情報、所得情報(税、年金)の添付省略
労災	労災年金と厚生年金等の併給調整	年金額を証する書類の添付省略
児童福祉	児童扶養手当の認定請求	転出入があった場合の「所得証明書」の添付省略
障害福祉	特別障害者手当の認定請求	転出入があった場合の「所得証明書」の添付省略
介護保険	転入者(第1号被保険者)の介護保険料算定	連携基盤を通じた所得情報等の照会
生活保護	保護の決定実施に必要な調査	所得情報の照会 年金情報の照会等

(出所)「番号法案に係る厚生労働省関係業務について」(平成25年3月21日)厚生労働省政策統括官付情報政策担当参事官室から大和総研作成

の提出は省略されないこととなる(保育所の入所手続など)。

また、法務省の戸籍関係情報については、番号法別表第二の情報提供者、情報照会者の記載がないため、戸籍謄本・抄本の提出が必要となる手続において、申請者による提出は省略されない(児童扶養手当の認定請求手続など)。

■ 6. 個人番号

個人番号は、住民票コードが変換されて、12桁の番号が紙の通知カードにより個人に郵送で市町村長から通知されることになっている。通知カードには、基本4情報(氏名、住所、生年月日、性別)、個人番号が記載される予定であり、顔写真は記載されない。このため、通知カードのみでは本人確認はできな

いので、本人確認書類として用いる場合は、併せて、主務省令で定める書類(運転免許証など)の提示が必要となる。

原則として生涯同じ番号が個人番号として使用されることになっており、自由に変更することは認められない。ただし、個人番号が漏えい、盗用などにより不正に用いられるおそれがあると認められる場合に限り、本人の申請または市町村長の職権により変更することができる。

中長期在留者、特別永住者等の外国人住民にも個人番号が通知されることになっている。

■ 7. 個人番号カード

2016年以降に、市町村長は住民の申請により、通知カードと引き換えに個人番号が記載された顔写真付きの個人番号カードを交付す

ることになっている。個人番号カードには、表面に基本4情報が記載され、カードの裏面に個人番号が記載される予定である。個人番号カードにはICチップが埋め込まれ、カードリーダーを通じて後述するマイ・ポータルで利用されることなどが想定されている。ただし、ICチップには税や年金の情報などプライバシー性の高い個人情報は記録されず、券面に記載されている情報や公的個人認証サービス^(注1)の電子証明書^(注2)等に限り記録されることになっている。

■ 8. 個人番号の利用制限

番号法では、一定の場合を除き、他人に個人番号の提供を求めることは禁止されている。

個人番号利用事務等実施者は、当該事務等処理するために必要があるときは、本人または他の個人番号利用事務等実施者に対し個人番号の提供を求めることができる。

また、個人番号利用事務実施者（個人番号関係事務実施者は含まないので「等」はない）は、地方公共団体情報システム機構に対し機構保存本人確認情報（個人番号＋基本4情報）の提供を求めることができる（金融機関などの個人番号関係事務実施者は不可）。

さらに、個人番号利用事務等実施者は、本人から個人番号の提供を受ける場合、個人番号カードまたは通知カード及び証明書類の提示を受けることなど本人確認が義務付けられる。

■ 9. 個人情報の管理方法

番号制度導入後も、従来どおり個人情報は各行政機関が保有する（分散管理）。このため、各行政機関は、他の機関の個人情報が必要となった場合、番号法で定められる事務に限り、情報の照会・提供を行うことができる。すなわち、各行政機関が保有している個人情報を特定の機関に集約し、その集約した個人情報を各行政機関が閲覧することができる一元管理の方法がとられるわけではない。

■ 10. 特定個人情報の提供

番号法では、法律の規定によるものを除き、特定個人情報（個人番号付きの個人情報）の収集・保管が禁止されている。

他方で、特定個人情報の提供も原則として禁止されている。ただし、個人番号利用事務等実施者が当該事務処理に必要な限度で特定個人情報を提供すること、国税・地方税に関する特定個人情報を国税庁と地方公共団体との間で授受することなどは例外的に認められる。なお、国税庁は、後述の情報提供ネットワークシステムにおける「情報提供者」、「情報照会者」ではなく、特定個人情報の授受は、地方公共団体とのみ行うこととされている。

■ 11. 情報提供ネットワークシステム

番号法では、情報提供者は、情報提供ネットワークシステムを使用して、特定個人情報の提供を求められた場合、情報照会者に対し、当該特定個人情報を提供しなければならないこととされている。

情報提供ネットワークシステムにおいては、情報提供を行う際の連携キーとして個人番号は使用されず、見えない番号である「符号」が用いられ、個人情報の一元管理ができない仕組みが構築される。

国税庁は、情報提供ネットワークシステムを使用して、情報の照会・提供を行うことができる機関とはされていない。他方で、番号法第19条では情報提供ネットワークシステムを通じずに特定個人情報を提供できる除外規定を第1項の各号で定めており、国税庁と地方公共団体の間の国税又は地方税に関する一定の特定個人情報は情報提供ネットワークシステムを通じずに提供を行うことができる。

なお、金融機関を含む民間事業者は、この情報提供ネットワークシステムを使用することはできない。

■ 12. 特定個人情報の保護

(1) 特定個人情報保護評価

番号法では、法律の規定によるものを除き、特定個人情報ファイル（個人番号を含む個人

情報ファイル）の作成が禁止されている。

行政機関の長、地方公共団体の長等は、特定個人情報ファイルを保有しようとするときは、特定個人情報保護評価を実施することが義務付けられる。

特定個人情報保護評価とは、特定個人情報ファイルの保有・変更に当たり、プライバシーや特定個人情報へ及ぼす影響を事前に評価し、その保護のための措置を講じる仕組みである。

情報保護評価は、特定個人情報保護ファイルを保有しようとする前に実施され、特定個人情報ファイルの取扱いを変更する場合は、再度評価を実施することとされている。

(2) 特定個人情報保護委員会

番号法においては、番号制度における個人情報を保護するため、内閣総理大臣の下に、独立の第三者機関である特定個人情報保護委員会（以下「委員会」）が設置される。

委員会の主な業務・権限等として、特定個人情報の取扱いの監視・監督（勧告・命令、立入検査など）、特定個人情報保護評価に関する指針の作成・公表、特定個人情報保護評価の評価書の承認などが含まれる。

委員会の委員長及び委員は、内閣総理大臣により、両議院の同意を得て任命され、独立して職権を行使するものとされている。委員会は委員長及び6名の委員にて構成され、任期は5年とされている。

(図表5) 罰則

個人番号を利用する者に関する罰則	個人番号利用事務等に従事する者等が、正当な理由なく、特定個人情報ファイルを提供。	4年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金又は併科
	個人番号利用事務等に従事する者等が、不正な利益を図る目的で、個人番号を提供・盗用。	3年以下の懲役若しくは150万円以下の罰金又は併科
	情報提供ネットワークシステムの事務に従事する者等が、同事務に関する秘密の漏えい・盗用。	3年以下の懲役若しくは150万円以下の罰金又は併科
	国の機関等の職員が、職務以外の用に供する目的で、特定個人情報記録された文書等を収集。	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
個人番号等を不正に取得する行為等に対する罰則	人を欺き、人に暴行を加え、若しくは人を脅迫する行為により、又は財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為等により、個人番号を取得。	3年以下の懲役又は150万円以下の罰金
	偽りその他の不正の手段により通知カード又は個人番号カードの交付を受ける行為。	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金
特定個人情報保護委員会に関する罰則	委員会の委員等が、職務上知り得た秘密を漏えい又は盗用。	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
	委員会から命令を受けた者が、命令に違反。	2年以下の懲役又は50万円以下の罰金
	委員会による検査の対象者が、不報告、資料の不提出、虚偽の報告、虚偽の資料提出、質問への不答弁・虚偽の答弁、検査拒否・妨害・忌避。	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

(出所)「番号法案の概要と地方公共団体への影響について」(平成25年3月21日)内閣官房社会保障改革担当室参事官 篠原俊博氏から大和総研作成

(3) 罰則

罰則に関しては、個人情報保護法より重い罰則を設けるなど罰則の強化を行うことなどにより、個人情報の保護を強化している。罰則の主な内容は図表5のとおりである。罰則については、必要に応じて、国外犯処罰規定、両罰規定が設けられている。

13. マイ・ポータル

マイ・ポータルとは、個人が自宅や役所・図書館など行政機関に設置されたパソコンから、自己の情報や各種行政サービスを閲覧でき、各種手続も行うことができる、個人用のホームページのようなものが想定されてお

り、2017年1月以降の運用開始が予定されている。マイ・ポータルには、①自分の特定個人情報をいつ、誰が、なぜ提供したのかを確認する「情報提供記録表示機能」(なお、国税庁と地方公共団体間の国税と地方税に関する情報提供は、情報提供ネットワークを経由していないため、マイ・ポータルでは把握できないものと思われる)、②行政機関などが持っている自分の特定個人情報について確認する「自己情報表示機能」(これにより、例えば、納税者が、社会保険料控除の対象となる保険料や税務署が把握している納税者の所得の情報などをマイ・ポータルで確認できるようになり、より簡単に正確な確定申告ができるようになるともいわれる)、③プッシュ

型サービス（一人ひとりに合った行政機関などからのお知らせを表示する機能）、④ワンストップサービス（行政機関などへの手続を一度で済ませる機能）などを持たせることが想定されている。

■14. 法人番号

法人番号に関しては、国税庁長官から、13桁の法人番号が法人等に通知されることになっている。個人番号と異なり、法人番号は原則として公表され、また、民間での自由な利用も可能とされている。

■15. 附帯決議

番号法の成立に当たっては、衆議院、参議院でそれぞれ附帯決議が行われている。

衆議院の附帯決議では、政府は、社会保障・税番号制度システムの開発について、費用対効果を検証した上で予算案等を策定すること、今後の制度に関する見直し等の可能性を考慮して行うよう努めなければならないこと、その際、システム全体を統括する内閣情報通信政策監（政府CIO）を十分活用すること、などが盛り込まれた。

一方、参議院の附帯決議においては、①特定個人情報保護委員会がその権限と機能を十全に行使することができるよう、事務局機能の充実を含めた体制を確保すること、②情報提供等記録開示システムの設置及び運用に当た

っては、安全性と信頼性確保のために万全の対策を講ずること、③利用範囲を民間利用に広げることを検討する際は、民間分野の公益性等を十分評価すること、などが盛り込まれた。

■16. 今後のスケジュール

今後の番号制度の開始に向けたスケジュールは、図表6のとおりである。2016年1月から利用される分野は、前述の税務、社会保障、災害対策などの行政分野での一定の事務に限られることが想定されている。情報提供ネットワークシステムやマイ・ポータルの運用開始は、2017年となることが想定されている。

番号法施行^(注3)後1年を目途として、特定個人情報保護委員会の権限の拡大等について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるとしている。また、民間利用を含む利用拡大については、法律施行後3年を目途に、その段階での法律の施行状況等をみながら、検討を加えた上で、必要があると認められた場合には、国民の理解を得ながら、所要の措置を講ずるとしている。

しかし、仮に、番号制度やその運用方法に関して、訴訟が提起されたり、情報漏えい事件等があったりした場合には、民間利用を含む利用拡大の検討が遅れる可能性もあるだろう。

(図表6) 今後のスケジュール

2013 (平成25) 年	番号法成立
2015 (平成27) 年後半	番号通知
2016 (平成28) 年	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号カードの交付 ・順次、個人番号の利用開始 <p>【2016年1月から利用する手続のイメージ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○社会保障分野 (年金に関する相談・照会) ○税分野 (申告書、法定調書等への記載) ○災害対策分野 (要援護者リストへの個人番号記載) ※ただし、事前に条例の手当が必要
2017 (平成29) 年	<p>情報提供ネットワークシステム、マイ・ポータルの運用開始</p> <p>2017年1月より国の機関間の連携から開始。2017年7月を目途に、地方公共団体との連携についても開始</p>

(出所) 内閣官房「社会保障・税番号制度の概要」を基に大和総研作成

■17. 証券会社・金融機関の対応と今後への期待

(1) 番号の告知への対応

証券会社や金融機関の場合は、利子・配当の支払や譲渡代金の支払等、先物取引の差金決済等の際に顧客から個人番号の告知を受ける必要がある他、これらの支払調書や特定口座の開設届出書や年間取引報告書に顧客の個人番号を記入しなければならない。障害者である顧客が提出する非課税貯蓄申込書・非課税貯蓄申告書には顧客の個人番号の記入と告知を受ける必要がある。

2014年から開始するNISAについては、非課税口座を開設するためには、証券会社等の営業所に対し、氏名、住所等を記載した非課税口座開設届出書に、その年分の非課税適用確認書を添付して提出する必要がある。この非課税適用確認書は、居住者等からの申請に基づき税務署長が交付する書類で、NISAの

勘定設定が認められた期間（4年ごと）中に1枚しか交付されない。これを証券会社等の営業所に提出することで、1人1口座のルールを守る仕組みとなっている。番号法により、この申請書を提出しようとする顧客は、氏名、生年月日、住所の他に個人番号を証券会社・金融機関に告知する。証券会社・金融機関は、告知と記載内容が異なる非課税適用確認書の交付申請書を受理することはできない。

法定調書に記入するために入手した個人番号は、番号法に基づいて厳格に管理する必要がある。個人番号を用いて役職員や顧客のデータベースを番号法の目的外で利用することはできない。ただし、役職員及び顧客の個人番号を、役職員や顧客の情報と別に管理する必要はなく、これらのデータベースに個人番号を含めて管理することは認められる。

番号法によって、証券会社や金融機関が提出する支払調書等の法定調書の範囲は変わっていない。しかし、2013年度税制改正により、2016年からは特定公社債・公募公社債投資信

託（特定公社債等）の利子・分配金や譲渡代金について新たに支払調書が提出されることになった。これは特定公社債等と上場株式等の損益通算が可能となり、課税が一体化（税率は20%）されることに伴う措置である。銀行預金の利子は、源泉分離課税であるため、支払調書は提出されていない。ただし、今後、銀行預金の利子が金融所得課税一体化の対象となった際には、支払調書が新たに提出されることになるものと思われる。

証券会社・金融機関は、番号法において個人番号を取得する義務はない（「できる」規定）。したがって、必ずしも全ての顧客から番号を取得することまでは求められていない。ただし、税法上、顧客への利子・配当・譲渡代金等の支払の際に個人番号を含めた告知を顧客に求める必要がある他、支払調書に個人番号を記載する必要があるため、税法上、これらの対応が必要な取引を行った顧客の個人番号については、金融機関はそれを取得する必要性が生じるのではないと思われる。番号の取得は既存顧客も対象になる。そのため、個人番号を告知する目的で証券会社や金融機関に顧客が一時期に殺到することが考えられる。それを緩和するため既存の特定口座とNISAについては、経過措置が設けられている。

具体的には、既存の特定口座に関しては、施行日（注4）以後3年を経過した日以後最初に譲渡等や配当の受入れをする日（個人番号を有しない場合は、個人番号がはじめて通知された日、即ち番号通知日の属する年の翌年

の1月31日）までに個人番号カードを提示して告知事項の確認を受ける必要がある。NISAについても同様の経過措置が設けられている。

金融機関の場合、預金口座は全国で8億あるともいわれている。ただし、預金の利子については、支払調書は提出されておらず、番号法施行後も個人番号を取得する必要性は無い。今後、預金の利子が金融所得課税一体化の対象になれば、対応が求められることになろう。また、証券・金融取引のうち、預金だけが番号法の適用を受けないということであれば、預金が資金の回避先として活用される可能性が高くなる。犯罪による収益の移転防止に関する法律の改正法が2013年4月から施行されてはいるものの、番号法の適用対象から除外されている現状は、望ましいものではないと思われる。

（2）今後への期待

個人番号の告知時と本人確認について、例えば公的個人認証サービスを用いて、来店することなく、インターネットを通じて個人番号の告知と本人確認を実施することが可能となれば、金融機関の顧客の手間や金融機関の負担が軽減されると想定される。しかし、公的個人認証サービスの電子証明書には個人番号は含まれておらず、また、政府の公表資料を見る限り、個人番号カードの個人番号の記録を利用し、来店することなくインターネットを通じて個人番号の告知と本人確認を実施することなどは検討されていない。個人番号

の利用開始時には間に合わないとしても、預金の支払調書が提出され個人番号が付番されるようになるまでに制度の見直しが図れないか、検討を期待したいところである。

NISAでは、前述のとおり投資家1人につき1口座のみ開設できるが、これを担保するために、投資家は、2013年1月1日、2017年1月1日、2021年1月1日の各基準日時点の住所の記載のある住民票の写し等を提出しなければならない仕組みとなっている。番号制度を活用すれば、投資家は、わざわざ基準日の住民票を提出する必要がなくなるだろう。場合によっては、ある投資家が同じ年に複数の金融機関にNISA口座を開設した場合に、税務当局がそれを名寄せして残高を管理することも技術的には可能になるものと思われる。

住所を移転し移転先が分からなくなっている顧客の法定調書等を送るために、情報提供ネットワークシステムを通じて移転先の住所を確認できるようになることも期待されている。これは番号そのものというよりも、証券会社や金融機関が情報提供ネットワークシステムにアクセスを認められることで可能となると思われるが、その実現へのハードルは高いだろう。

さらには、納税者の利便性向上のため、例えば、預貯金も含めた金融所得課税一体化が実現した時点で、複数の特定口座（源泉徴収口座）の年間取引報告書を個人番号に基づき税務当局が名寄せし損益通算を自動的に行い、それを納税者に（マイ・ポータル等を用いて）通知し、e-Taxなどを用いてオンライン

で申告・還付を受ける仕組み、さらには、税務当局が納税者の所得情報を個人番号により名寄せし、記載して納税者に送付（マイ・ポータルへの送付も考えられる）する記入済申告制度の導入なども期待したいところである。

単に証券会社・金融機関をはじめとする民間企業や納税者の負担を増やすだけでなく、これら関係者全般の利便性向上に寄与するシステムとなるよう、機能の拡充・向上を図ってほしいものである。

(注1) オンラインで申請や届出などの行政手続を行う際に、他人による「なりすまし」やデータの改ざんを防止のために使用される本人確認手段。

(注2) 従来の書面による手続における印鑑証明書などに相当するもので、特定の発行機関や認証局が発行する電子的な身分証明書。

(注3) 公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行される。

(注4) (注3)の「3年」を「3年6月」に読みかえる。

